

## 閣議運営の効率化について

[平成11年10月5日]  
閣議決定

閣議運営の効率化を図るため、下記の措置を講ずる。

### 記

- 1 以下の案件については、閣議書への署名を内閣総理大臣限りとする。
  - (1) 法律又は条約の公布
  - (2) 国家行政組織法、国民生活安定緊急措置法、破壊活動防止法に基づく国会への報告（特別のものを含む場合を除く。）
  - (3) 外国の特命全権大使の接受、外国の総領事に交付すべき認可状
  - (4) 特命全権大使、全権委員、総領事に交付すべき信任状・解任状、全権委任状、委任状
  - (5) 恩赦（特別のものを含む場合を除く。）
  - (6) 国務大臣の海外渡航（特別のものを含む場合を除く。）
  - (7) 外国勲章の受領許可
  - (8) 人事異動に伴う常任の政府代表の任命
  - (9) 特派大使、政府代表若しくは全権委員又はこれらの代理、顧問若しくは隨員の免
  - (10) 判事、判事補又は簡易裁判所判事の任免（特別のものを含む場合を除く。）
  - (11) 死没者の叙位若しくは叙勲、高齢者叙勲又は紺綬褒章の授与等（特別のものを含む場合を除く。）
- 2 閣議報告案件については、閣議書への署名を廃止する。